

相模原市公共工事の中間前払金に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第37条第2項の規定に基づき追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金と部分払の選択)

第2条 中間前払金の支払の対象となる工事(以下「対象工事」という。)の中間前払金の支払又は部分払は、契約締結時に請負者が選択するものとする。

2 当該対象工事の請負者は、契約締結時に中間前払金・部分払選択届(第1号様式。以下「選択届」という。)を提出しなければならない。

3 前項の規定による中間前払金の支払又は部分払の選択については、契約締結後の変更は認めないものとする。

4 請負者が第2項の規定により選択した対象工事の請負契約は、選択届に従い、工事請負契約書の頭書に支払いの条件を記載することにより、中間前払金の支払又は部分払の選択を明らかにしなければならない。

(中間前払金の要件)

第3条 中間前払金は、次の各号の要件をすべて満たしている場合に支払うことができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の認定)

第4条 中間前払金の支払を請求しようとする請負者(以下「請求する請負者」という。)は、中間前払金認定請求書(第2号様式。以下「認定請求書」という。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事履行報告書(第3号様式。以下「履行報告書」という。)

(2) 実施工程表(第4号様式)

2 市長は、請求する請負者から前項の規定による認定請求書の提出があったとき

は、当該請求に係る書類の審査を行い、前条各号に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、当該認定請求書を受理した日から原則として7日以内に中間前払金認定調書(第5号様式。以下「認定調書」という。)により請求する請負者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による審査で前条第3号の要件に係る認定は、履行報告書により行うことができる。この場合において、土木工事にあつては、相模原市公共工事標準請負契約約款第11条及び土木工事共通仕様書に基づく工事履行報告書をもつて行うことができる。

(中間前払金の請求)

第5条 前条第2項の規定による認定調書の通知を受けた請負者は、公共工事の中間前払金の請求に関する届出書(第6号様式)及び請求書に、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と当該対象工事の請負契約の完成期限(債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。))に係る2年度以上にわたる工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約の締結を証する書類を添付して、市長に提出し、中間前払金の支払を請求するものとする。

(中間前払金の特例)

第6条 債務負担行為等に係る契約の中間前払金の支払は、当該会計年度の出来高予定額を対象として、中間前払金の支払をすることができる。

- 2 債務負担行為等に係る工事における当該年度末の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する契約代金相当額(以下「出来高金額」という。)に対する部分払は、第2条の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合においても、当該年度の出来高金額に対して部分払をすることができる。
- 3 繰越に係る工事における年度末の部分払(以下「年度末出来高払」という。)は、第2条の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合においても、出来高金額に対して部分払をすることができる。この場合において、年度末出来高払を行うか否かについては、市長と請負者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降の契約について適用する。